

避難行動要支援者
避難支援マニュアル

(幕 別 町)

平成27年4月

目 次

第1章 総 則	1
1-1 策定の趣旨	1
第2章 平常時の要配慮者支援	3
2-1 幕別町避難行動要支援者支援班の設置	3
2-2 地域避難行動要支援者支援班の組織	4
2-3 避難行動要支援者名簿の作成及び活用	5
2-4 避難行動要支援者名簿・マップの補完及び情報の提供	7
2-5 災害時情報伝達体制の整備	9
2-6 福祉避難所の確保	9
2-7 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容	10
2-8 関係機関との連携について	13
第3章 災害発生時の要配慮者支援	14
3-1 災害発生の高まった段階からの避難【風水害等】	14
3-2 災害発生後～6時間までの対応【風水害等及び震災】	16
3-3 避難救命期（6時間～72時間）の対応【風水害等及び震災】	16
3-4 応急対策期（72時間～1週間）の対応【風水害等及び震災】	17
3-5 復旧期（1週間～）の対応【風水害等及び震災】	17
3-6 復旧対策期（2週間～）の対応【風水害等及び震災】	18

様式目次

様式1 避難行動要支援者名簿（総括表）	様式一	1
様式2 避難行動要支援者台帳兼個別計画書	様式一	2
様式3 避難支援等関係者への名簿同意書	様式一	3

第1章 総 則

1-1 策定の趣旨

(1) マニュアルの目的

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、人工呼吸器使用者や人工透析患者を含む難病患者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害情報の入手や、自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定される。

東日本大震災におけるの要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住するうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。また、名簿情報の取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防機関、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供できることとなったところである。

また、災害発生時等には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報の提供が可能となった。

こうした社会的背景を踏まえ、幕別町が地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携して、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として本マニュアルを策定するものである。

(2) 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々」を言い、一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者や人工透析患者を含む難病患者等を主な対象とする。

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、避難のために特に支援を要する人」を言う。

要配慮者の中には、避難勧告等の情報認知・避難行動開始の判断には支援を要するが、自力での避難行動が可能な方も含まれる。一方で避難行動要支援者は、自力での避難行動が困難であり、立ち上がり・歩行介助、避難所までの誘導等が必要となるため、重点的・優先的な支援が必要となる。

要配慮者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

第2章 平常時の要配慮者支援

2-1 幕別町避難行動要支援者支援班の設置

要配慮者の支援業務を的確に実施するため、住民福祉部長を班長とし、保健福祉部局を中心とした横断的な組織として、幕別町避難行動要支援者支援班（以下「町支援班」という）を設置する。

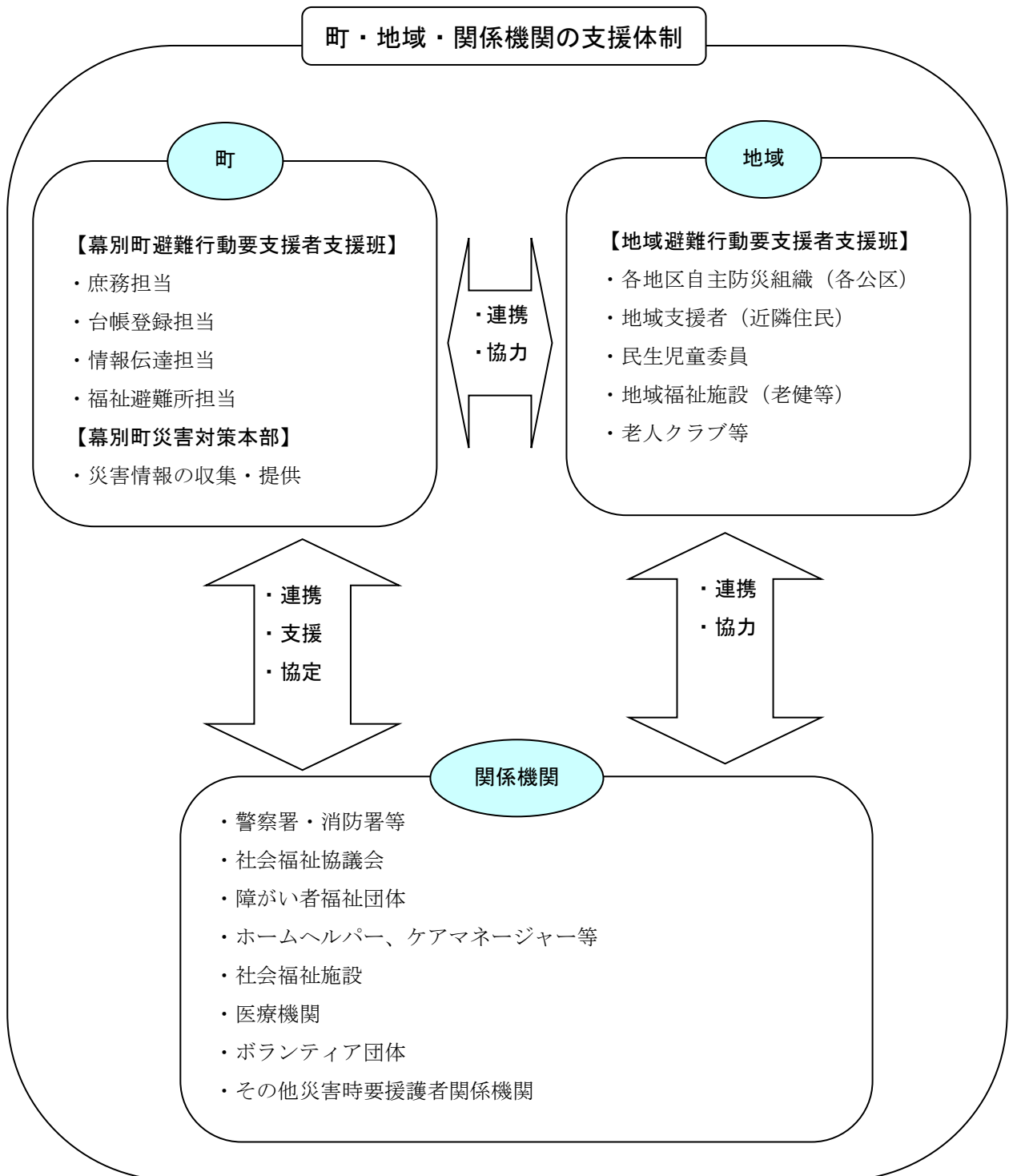
町支援班は、各地区避難行動要支援者団体間の連絡調整を行う事務局の役割も担う。

【町支援班体制】

各担当	担当課	活動内容
庶務担当	福祉課 保健福祉課	① 町支援班の運営事務に関すること ② 町支援班内の連絡調整に関すること ③ 災害対策本部との連絡調整及び活動状況取りまとめに関すること
避難行動要支援者 台帳登録担当	福祉課 保健福祉課 保健課 防災環境課	① 要配慮者情報の把握 ② 避難行動要支援者名簿への登録・台帳の作成 ③ 避難行動要支援者情報の関係機関との共有・活用・協定の締結
情報伝達担当	福祉課 保健福祉課 保健課 こども課	① 災害情報伝達体制の整備 ② 地域災害時要配慮者団体及び自主防災組織の活動支援 ③ 防災学習会や防災訓練の支援など要配慮者支援活動の普及活動
福祉避難所担当	福祉課 保健福祉課 保健課 こども課	① 福祉避難所の確保、整備 ② 避難所での要配慮者支援体制の整備、調整 ③ 医療支援体制スタッフの確保 ④ 避難所内の情報伝達体制の整備

2-2 地域避難行動要支援者支援班の組織

各地域の自主防災組織（公区）において、民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）、老人クラブ等で構成する地域避難行動要支援者支援班（以下「地域支援班」という）を設置し、具体的な要配慮者の支援活動に取り組む。



【地域避難行動要支援者支援班の活動内容】

- ① 要配慮者情報の収集
- ② 避難行動要支援者の把握
- ④ 避難行動要支援者の避難支援等

2-3 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

災害が発生したとき又は、そのおそれがある場合に、地域の住民等が協力し、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が、円滑に行われるよう予め、町民課、福祉課、保健課（忠類総合支所保健福祉担当課）及び地域が協力し避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

【避難行動要支援者名簿の作成手順】

1 地域防災計画での位置づけ

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を記載。

「幕別町地域防災計画」（本編）第4章第7節要配慮者対策計画による



2-1 要配慮者の把握

関係部局が把握している要介護者や障がい者等の情報を把握するとともに、難病患者等に係る情報等市町村で把握できない情報については、北海道等へ情報の提供を求めるなどして把握する。

また、自主防災組織（公区）、民生児童委員、老人クラブ及び社会福祉協議会等と連携し、要配慮者の把握に努める。



2-2 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。また、必要に応じてマップを作成するなど、円滑な支援体制が講じられるよう整備する。

【様式1】 【様式2】 【様式3】



2-3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要な情報を適時更新し、共有する。

【様式1】 【様式2】 【様式3】

更新月：4月、10月



2-4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織（公区）等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

【様式3】、同意書



4 個別計画の策定

名簿情報に基づき、町は民生児童委員等の協力をいただき、具体的な避難方法等について避難行動要支援者と打ち合わせ、個別の計画を策定する。 【様式2】

【発災時等における避難行動要支援者名簿の活用】

3-1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。



3-2 避難行動要支援者の避難支援

発災又は発災のおそれが生じた場合など、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、様式3における同意の有無に関わらず、名簿を避難支援者に提供する。

○様式3において名簿情報の提供同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別計画等に基づき、避難行動の支援を実施。

○様式3において名簿情報の提供に同意した者以外のものであっても、避難行動の支援を実施。



3-3 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（様式3において名簿提供に不同意であったものも含む。）も含め、安否確認を行う。



3-4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への移送を行う。



3-5 福祉避難所の設置及び移送

避難が長期に及ぶなど、要配慮者の避難生活が円滑かつ保健福祉サービスの提供ができるよう福祉避難所の開設を行うとともに、その対象者の移送を的確に行う。

2-4 避難行動要支援者名簿・マップの保管及び情報の提供

避難行動要支援者名簿及びマップは個人情報保護条例に基づき、鍵のかかるキャビネットに厳重に保管し、利用目的以外に利用しないよう関係者に充分周知し、平時・災害発生時の状況によって以下の取り扱いをする。

【平時の取り扱い】

避難行動要支援者名簿及びマップは保健福祉主管課が保管することとする。

また、地域支援者等から防災指導や避難訓練などの活動を行う際には、同意を得られた者に限り避難行動要支援者名簿及びマップの提供を行う。

【災害発生時の取り扱い】

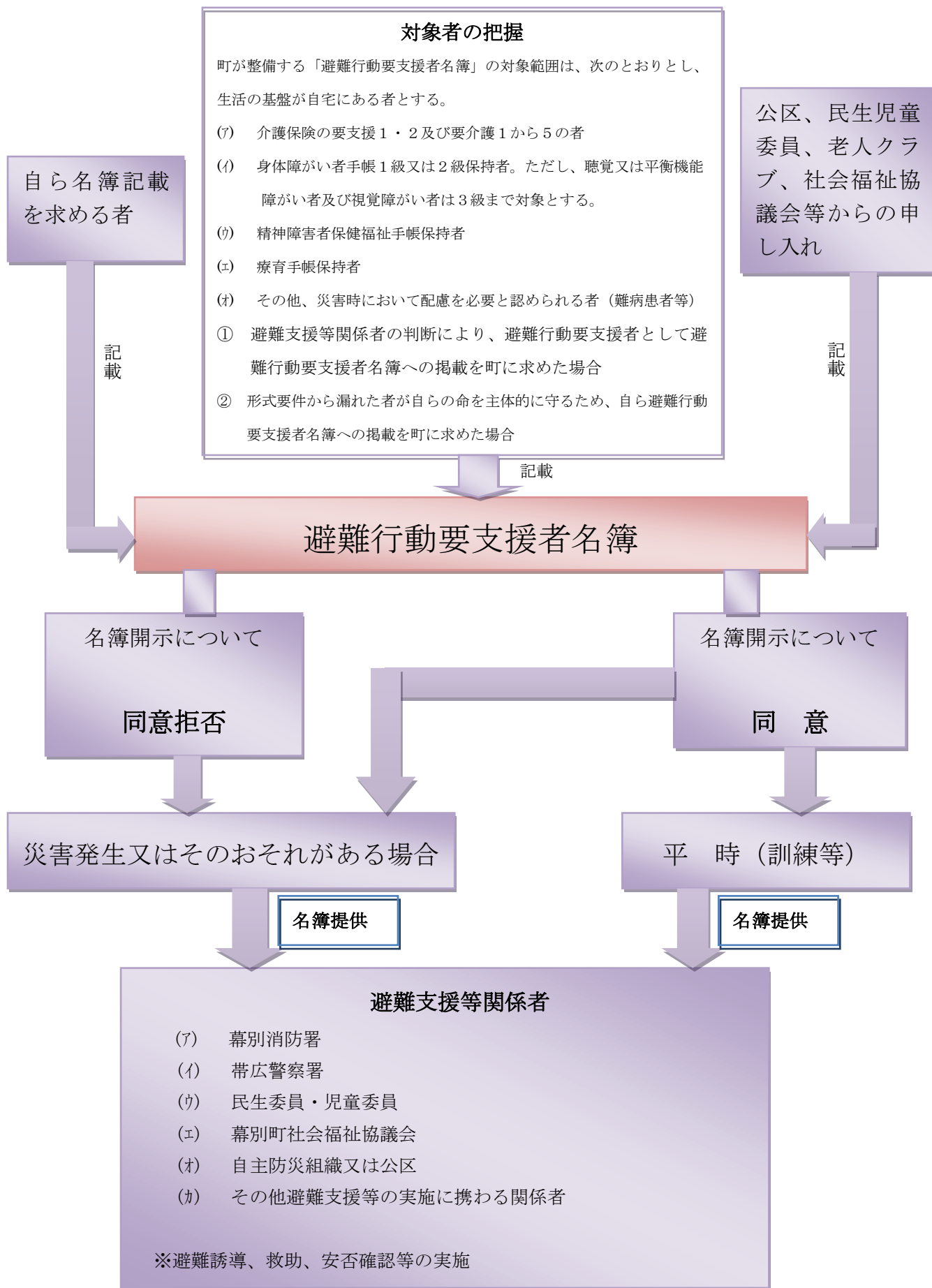
発災時又はそのおそれがある場合は、同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿及びマップを避難支援等関係者に開示するものとする。

○避難支援等関係者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 幕別消防署
- (イ) 帯広警察署
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 幕別町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織又は公区
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

【要配慮者の支援体制】



2-5 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要配慮者や避難支援者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、要配慮者の特性に応じた情報伝達ルート、手段を整備する。

(1) 多様な手段の活用による通信の確保

要配慮者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関との間で連携を図るため、防災行政無線（同報無線）、消防無線、関係者による直接口頭、電話、FAX、メール、広報車等により情報伝達を行う。

2-6 福祉避難所の確保

災害時の避難所には、小中学校の体育館や地域のコミセン等が指定されている。要配慮者については、身体介護や健康相談等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を、福祉避難所として、災害の状況を勘案し開設する。

(1) 福祉避難所

風水害が予想される場合や大規模地震発生直後の避難においては、まず、各公区ごとに指定されている避難所に避難する。その後、災害状況や避難期間等を勘案し、要配慮者が介護や健康相談等を受けることができるなど、一定の配慮がなされたエリア（一般の避難所内に確保する場合）や施設を確保し、「福祉避難所」として開設する。

【要配慮者への配慮すべき事項】

- ・ 避難施設の段差解消、スロープの配置、多目的トイレの整備
- ・ 要配慮者のニーズに応じた物資（医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保等の調達・確保
- ・ 要配慮者に対する生活必需品の優先的供給・分配
- ・ メンタルケア・巡回健康相談等の実施
- ・ 心身両面の健康管理
- ・ 保健福祉サービスの提供（介護士や保健師等の派遣など）
- ・ 病院や社会福祉施設等への受け入れ支援
- ・ その他、配慮すべき対策の実施

2-7 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
① 視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどうりの行動ができなくなる。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
② 聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは、障害があることがわからない。 ○知覚障がいや肢体障がい、視覚障がい、精神障がいなどの障害を併せ持つ重複聴覚障がい者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵などを活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ○重複聴覚障がい者の場合には、さらに併せ持つ障がいに応じたニーズがあることに留意。
③ 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ○外見からは障害があることがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの要件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要である。
④ 肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○自力で避難することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。
⑤ 内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは障害があることがわからない。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ストマ着用者にとってはストマ用装具が必要である。
⑥ 知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。(緊急事態等の認識が不十分な場合がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
⑦ 発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ○災害の深刻さや状況を理解しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。 ○集団生活に馴染めない場合がある ○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合があるため、肯定的な表現が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肯定的な表現を用いる。常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である。 ○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。 ○先の見通しを持った予告は効果的であるが、予告が実現できなかった場合、混乱を引き起こすことがあるので、実現可能な情報提供が必要である。
⑧ 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ○服薬を継続することが必要な人が多いため、日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。
⑨ 難病・特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> ○疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応を取ることが必要。 ○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要である。 ○人工透析患者は3日～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である。 ○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。
⑩ 認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○時間、場所、人に関する認識が混乱することがある。 ○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○服の着替えがうまくできないことがある。 ○環境の変化に脆弱である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせる必要がある。
⑪ 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な移動や単独での移動が困難な場合がある。 ○①～⑩には該当しないが、それに準ずる身体の不自由を持つ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の意向を確認の上、避難所の介助や避難所でのスペース(出入り口やトイレ等の近く)、補助器具(補聴器、車椅子など)について配慮する必要がある。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
⑫ 妊産婦	<p>○妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。</p> <p>○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。</p>	<p>○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。</p> <p>○避難所での保険料サービスの提供や、心のケア対策などが重要である。</p> <p>○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める。</p> <p>○居室・被服による温度調節（体を冷やさないように）に努める。</p>
⑬ 乳幼児	<p>○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食、アレルギー等による食事制限等）</p> <p>○夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。</p> <p>○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態への周囲のケアが必要である。</p>	<p>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</p> <p>○避難所に授乳場所を確保する。</p> <p>○育児室を就寝場所から離れた場所に設置するなど、ゾーニング上の配慮が必要である。</p>
⑭ 外国人	<p>○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。</p> <p>○宗教・文化が異なるため、トラブルの原因となる可能性がある。</p>	<p>○災害発生時の災害情報、避難経路、避難場所等について多言語やピクトグラム、絵等で伝達する等の工夫が必要である。</p> <p>○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけわかり易い言葉を使い、漢字にはルビをふったり絵なども使用する。</p> <p>○宗教・文化の違いに配慮した避難所でのゾーニング等が必要である。</p>

2-8 関係機関との連携について

(1) 要配慮者対策会議の開催

要配慮者対策に係る各部門が年に1回程度、以下の項目について内部で協議する場を設けることが必要。

【参集範囲】

防災関係部局、福祉・保健関係部局、民生児童委員、社会福祉協議会、各種障害者団体、福祉ボランティア団体、老人クラブ、消防・警察機関、自主防災組織、医療機関、その他関係機関

【主要課題】

- ①関係機関の連絡体制及び連絡様式の確認
- ②避難誘導体制に関する役割の確認
- ③避難行動要支援者名簿に基づく要配慮者名簿・マップの更新・点検
- ④避難誘導時必要物品の配備・点検
- ⑤各避難所におけるバリアフリー化設備の配備状況の確認
- ⑥受入れ施設等の確認・協力要請
- ⑦その他必要な情報交換等

(2) 受入れ協力施設との連携

指定避難所などでは避難生活が困難と思われる要配慮者の避難施設として、福祉避難所の整備を行うほか、民間福祉施設などを利用できる体制を整備するため、協力施設との協定を締結する。

町はあらかじめ避難行動要支援者名簿に基づき、指定避難所での避難生活が困難であると判断された要配慮者の人数を把握し、協力施設との協定を計画する。

第3章 災害発生時の要配慮者支援

3-1 災害発生の高まった段階からの避難【風水害等】

(1) 避難準備情報の伝達

災害対策本部は、予警報等により風水害等の災害発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、避難の勧告・指示に先立ち、「避難準備情報」を発令する。

町支援班は、地域支援班を通して、「避難準備情報」を避難行動要支援者に伝達する。

【伝達内容（例）】

■■さんですか？

ただ今〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報が出されました。

自力または家族で避難することはできますか？

・自主避難可能な場合

避難の準備を直ちに行い、〇〇学校へ避難を始めて下さい。〇〇道路は通れませんので△△道路を回って下さい。

・自主避難が困難な場合

後ほど再度連絡（お伺い）しますので、持ち物を準備して待機して下さい。

【伝達方法】

電話、FAX、メール、個別訪問による伝達など、対象者に合わせた伝達方法を取る。

(2) 避難誘導

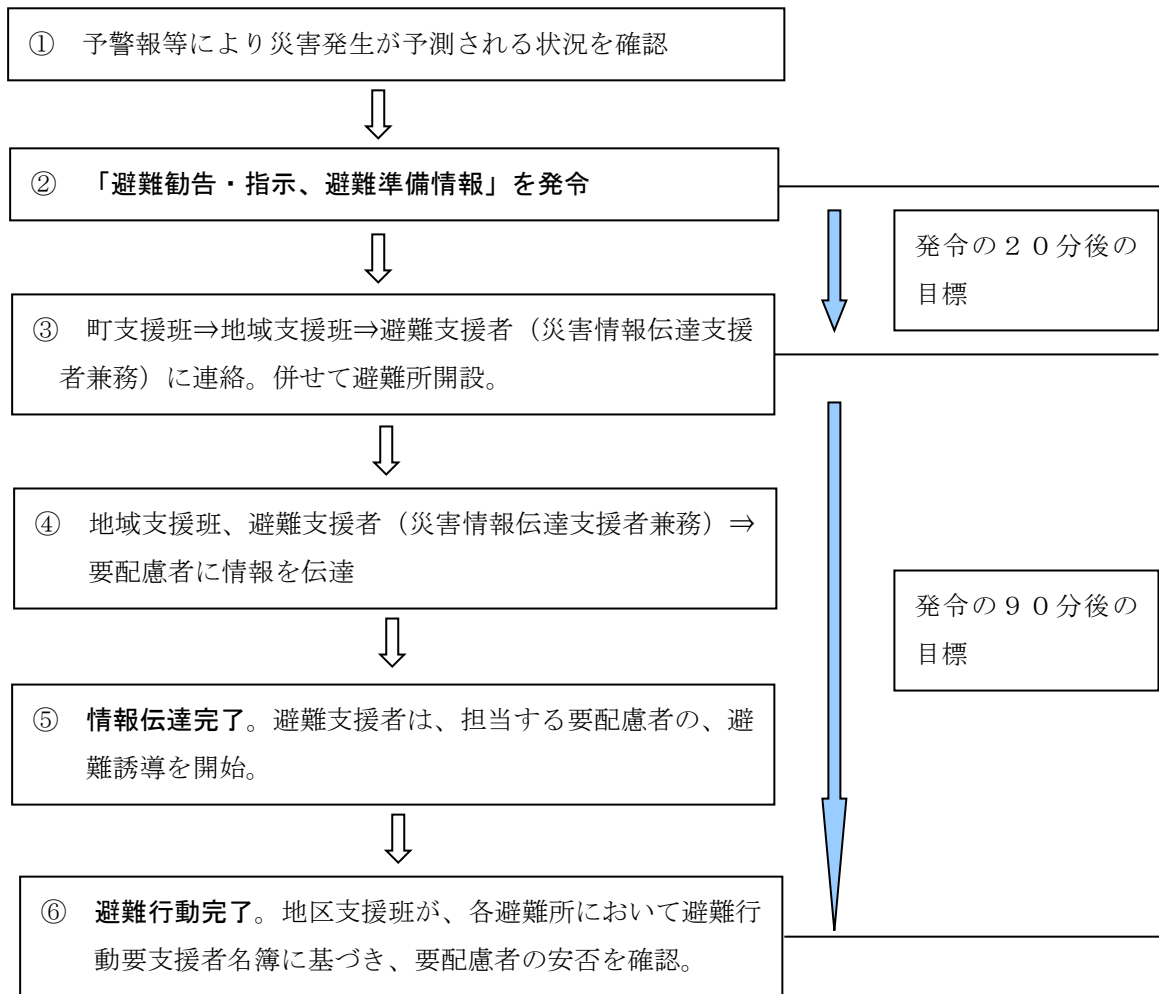
避難支援者は、「避難準備情報」が発令された場合は、一般住民に先駆けて要配慮者を「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難所に避難させる。

避難支援者は2人以上の組になって避難行動要支援者宅へ出動し、状況に合わせた装備を準備の上、誘導および移送介助を行う。避難誘導の実施状況を地域支援班に報告する。

【持参物品】 2人以上の組で行動

地図、避難行動要支援者名簿、車いす、担架、リヤカーなど

【「避難勧告・指示、避難準備情報」伝達の流れ】（風水害等の場合）



（3）安否の確認

ア 在宅要配慮者の安否情報の把握

- ① 地域支援班等は、各避難所において、あらかじめ把握している「避難行動要支援者名簿」に基づき、要配慮者の安否確認を開始する。
- ② 安否確認できない要配慮者がいる場合は、速やかにその要配慮者宅に安否確認を行う。
- ③ 地域支援班は、要配慮者の安否が確認できない場合、速やかに、その旨を町支援班に報告する。
- ④ 町支援班は、各避難所に照会するなど安否不明の要配慮者の所在確認をするとともに、必要に応じて、消防や警察署等に安否不明の要配慮者の救助を要請する。
- ⑤ 支援班は、要配慮者の安否情報を集約する。

イ 社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否情報の把握

町支援班は、社会福祉施設等についても、被害状況や負傷者等の情報を集約する。

3-2 災害発生後～6時間までの対応【風水害等及び震災】

(1) 指定避難所の開設

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(2)指定避難所の開設と同じ。

(2) 避難誘導

避難支援者は、自分や家族の安全を確保した後、直ちに、要配慮者を避難行動要支援者名簿に基づき、避難所等に避難させる。

(3) 安否確認

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(4)安否確認と同じ。

3-3 避難救命期(6時間～72時間)の対応【風水害等及び震災】

(1) 指定避難所の運営

町は、各避難所を円滑に運営するために設置する「避難所運営委員会」と連携し、要配慮者の健康管理や健康相談、災害情報の提供、ニーズに応じた生活用品や物資等の提供を行う。

また、必要に応じ福祉避難所、民間の社会福祉施設、病院への移送を行う。

ア 情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

イ 相談窓口の設置等

指定避難所内における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供する。

エ 病院や福祉避難所等への移送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、福祉避難所及び民間社会福祉施設等への入所が適切と判断した要配慮者を順次移送する。

また、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

(2) 福祉避難所等の開設・運営

身体介護や健康相談等必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、福祉避難所を開設する。

ア 保健師等支援スタッフの配置

要配慮者の健康管理や健康相談等にあたるよう、保健師等を配置する。

イ 情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

ウ 相談窓口の設置等

福祉避難所内における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

エ ニーズに応じた物資等の提供

福祉避難所における要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するとともに、指定避難所及び民間社会福祉施設等への生活物資等の供給支援を行う。

オ 病院への移送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

カ 指定避難所への支援

指定避難所に対し、保健師等支援スタッフ等の巡回や物資の提供などの支援を行う。

3-4 応急対策期（72時間～1週間）の対応【風水害等及び震災】

（1）福祉避難所等の充実

ア 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活活動を支援するスタッフを配置する。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー等
聴覚障害者	手話通訳者、要約筆記奉仕員等
視覚障害者	ガイドヘルパー、音訳奉仕員等

イ ボランティアとの連携

災害時ボランティアセンター等と連携し、必要な場所に要配慮者支援のためのボランティアを配置する。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため、町支援班、社会福祉協議会等は、随時、ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供する。

ウ 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われている物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談等により要配慮者のニーズを把握し、要配慮者の特性に配慮した物資等を配布する。

食物アレルギーのある方は、一般の救援物資などが食べられないため、アレルギー用食品等を提供できるよう、薬局等と事前協定等を結ぶように努める。

高齢者	車椅子、携帯トイレ、紙おむつ等
身体障害者	車椅子、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具等

エ 指定避難所内の要配慮者支援の強化

保健師など支援スタッフの派遣や災害ボランティアの参加等により、福祉避難所の運営体制が充実した段階で、刻々と変化するニーズに応じた支援スタッフやボランティアの配置、生活必需品や救援物資等の配布等、指定避難所における要配慮者支援の強化を図る。

3-5 復旧期（1週間～）の対応【風水害等及び震災】

（1）要配慮者への相談体制の整備

ア 災害時要配慮者総合相談窓口の設置

保健福祉主管課の相談窓口に災害時要配慮者総合相談窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行う。

スタッフは、保健福祉主管課職員や幕別町社会福祉協議会職員、手話通訳者等の中から人選する。

イ 巡回相談の実施

保健師、ケースワーカー等の保健福祉専門職員等による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

巡回相談の実施方法

- ① 実態調査、ニーズの把握には、災害時要配慮者調査票を作成し、迅速かつ効果的に行う。
- ② 地域支援班や民生児童委員等と連携し、個別訪問による要配慮者の実態調査、ニーズの把握を行う。

(2) 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続に提供するため、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を開始する。

3-6 復旧対策期（2週間～）の対応【震災・必要に応じて風水害等】

(1) 要配慮者に対するメンタルケアの実施

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス（PTSD）等の心配があるため、被災した要配慮者に対するメンタルケアを行う。

(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策

ア 要配慮者等の優先入居

町は、要配慮者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、速やかに仮設住宅を配置し、要配慮者の優先入居に配慮する。

イ 要配慮者にやさしい仮設住宅の配置

要配慮者が生活行動等に支障がないよう、要配慮者の障害等に対応した使いやすいバリアフリーの仮設住宅の設置に努める。

また、要配慮者の生活環境は、災害前の生活圏内が望ましいことから、仮設住宅については可能な限り災害前の居宅に近い場所に設置か若しくは、居住地域ごとに設置するよう努める。

ウ 定期巡回の実施

要配慮者が居住する仮設住宅については、保健師、民生児童委員、ホームヘルパー等による定期的な巡回訪問により、安否や健康状態、生活状況等の確認を行うとともに、必要に応じて在宅福祉サービスを提供する。

(3) 住宅の斡旋

要配慮者の健康状態、必要な介護の状態等を考慮し、公営住宅等の斡旋をする。

避難支援者(基本的に情報伝達支援者を兼ねる)				
氏名		住所		電話番号
氏名		住所		電話番号

避難時に配慮 しなくてはなら ない事項	あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない		

【避難場所等情報】

指定避難所	
避難誘導時等注意すべき事項	

【地図】

公区长		住所		電話番号
民生児童委員		住所		電話番号

【問い合わせ】

幕別町住民福祉部

課 係

電話 ○○○○-○○-○○○○

FAX ○○○○-○○-○○○○

避難支援等関係者への名簿提供同意書

フリガナ					
氏 名					
生年月日		性別		年齢	歳
住 所					
電話番号		FAX番号			
携帯番号		メールアドレス			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名： 等級： <input type="checkbox"/> その他() 【特記事項】				

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援(防災訓練等も含む。)、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容及び避難行動要支援者台帳兼個別計画書(様式2)を、幕別町防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解したうえで、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、幕別町からの詳細な説明を求めます。

平成 年 月 日

氏 名 _____